

財務省告示第九十四号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第六条第一項の規定に基づき、平成十九年三月二十六日に発行する利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成十九年三月二十三日

財務大臣 尾身 幸次

一	二	三	四	五
名称及び記号	発行の根拠	振替法の適用等	発行方法	発行額
利付国庫債券（五年）（第六十三回）	平成十八年度における財政運営のための公債の発行の特例等に關する法律（平成十八年法律第十一号）第二条第一項及び国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第五条第一項社債等の振替に關する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機關は日本銀行とする。	日本郵政公社による国債の募集の取扱い及び取得による発行額面金額で三百五十六億円	うち、平成十八年度における財政運営のための公債の発行の特例に關する法律第二条第一項の規定に基づき発行する利付国債に對しては、額面金額で二百九十八億九千五百五十万円、国債整理基金特別会計法第五条第一項の規定に基づいては、額面金額で	付国債に對しては、額面金額で

六	払込金額	五十七億四千五百万円
七	最低額面金額	三百五十七億二千四百六十万円
八	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。
九	発行日	平成十九年三月二十六日
十	募集の価格	額面金額百円につき百円三十五
十一	利率	年一・二パーセント
十二	経過利率の払込み	(一) 日本郵政公社総裁は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第十九号に規定する期日に払い込むものとす。

五十七億四千五百万円  
 三百五十七億二千四百六十万円  
 振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。  
 平成十九年三月二十六日  
 額面金額百円につき百円三十五  
 年一・二パーセント  
 (一) 日本郵政公社総裁は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第十九号に規定する期日に払い込むものとす。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times \frac{1.2}{100} \times \frac{6}{365}}$$

(二) 発行時において、その利率に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額(ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国人である場合には、前記(一)の算式により算出した金額

十三 初期利子

に当該非居住者又は外国法  
人が適用を受ける所得税の  
税率を乗じた金額を控除す  
ることができ。平  
成十九年九月二十日を支払期  
とし、次の算式により算出した  
金額を支払う。ただし、支払期  
が銀行休業日に当たるときは、  
その翌営業日に支払う（以下、  
次号及び第十五号において規定  
する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額}}{100} \times \frac{1.2 \times 1}{2}$$

十四 第二期利子

毎年三月二十日及び九月二十日  
を支払期とし、各支払期におい  
て、その日以前六月間に属する  
利子を支払う。

十五 償還金額

平成二十四年三月二十日  
額面金額百円につき百円

十六 償還金

日本銀行

十七 元利支

平成十九年三月十九日まで

十八 払込期日

平成十九年三月十九日まで

十九 払込期日

平成十九年三月十九日まで